

スポーツ施設利用再開に伴う利用者の皆様へのお願い（6月3日更新）

スポーツ施設の利用再開については、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わり、スポーツ施設がクラスターの発生源になることを抑制するため、以下に基づいて段階的に再開いたします。各施設の利用再開の日については、市ホームページにてご案内いたしますので、利用者の皆様には、なにとぞご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、感染状況等の社会情勢に変化があった場合は、利用再開手順に変更が生じますことを予めご了承ください。

ステップ1

屋外施設

陸上競技場、野球場、庭球場、多目的運動場等（屋外市民プールは除く）

ステップ2

屋内運動施設

体育館、体育室、卓球室、エアロビクススタジオ、柔道場、剣道場等で、プール、トレーニングルームを除く施設。

ステップ3

屋内運動施設

室内プール

ステップ4

屋内運動施設

トレーニングルーム

各施設のご利用に際しては、次の点にご留意くださるようお願いいたします。

1 スポーツ施設の利用（団体利用・個人利用共通）

（1）屋外・屋内施設共通事項

①貸出方針

施設開所時間は従来どおりの時間とします。

②利用条件

ア. 発熱または風邪の症状がある方等体調の悪い方は、施設の利用をお控えください。

イ. 施設の来館、来場の際にはマスクの着用をお願いします。（運動時は除く）

ウ. ベンチ、待機場所等での密集、密接状態に留意してください。

エ. ベンチ、待機場所等ではマスクを着用し、概ね2メートルのソーシャルディスタンスを確保してください。

オ. 大声の応援、発声、会話はお控えください。

カ. 手洗い、うがいを励行してください。

キ. 利用において、密集、密接状態が生じる恐れがある場合は、施設長の判断で利用を制限することがあります。

③施設備品等の利用

放送器具、会議室、用具等の備品を利用した際には、施設で用意する消毒液で、利用者が触れた箇所の消毒についてご協力ください。

（2）ステップ1：屋外施設の利用

①貸出方針

ア. 弓道場の利用は、概ね10人以下の人数での利用とします。

イ. 会議室の利用は、定員の2分の1以下の人数での利用とします。

ウ. 青木町公園総合運動場屋外プールの利用は、屋内プールの基準に準じます。

（3）ステップ2：屋内施設の利用

①貸出方針

ア. エアロビクス、ダンス、ヨガ等の利用は、利用者の間を概ね2メートル空けることができる人数での利用とします。

イ. 卓球、バドミントン、ミニテニス等の利用は、通常設置できる台数、面数の2分の1以下での利用とします。

ウ. 健康浴室の利用は、洗い場の2分の1以下の人数での利用とします。

エ. 会議室等の利用は、定員の2分の1以下の人数での利用とします。

オ. 柔道場、剣道場の団体利用は、通常利用時の2分の1以下の人数、若しくは、利用者の間を概ね2メートル空けることができる人数での利用とします。

②利用条件

ア. こまめに換気を行い、施設によっては常に窓を開放することがあります。

イ. 卓球台、ネット支柱等は、利用後の消毒についてご協力ください。

ウ. 体育館等を利用する空手、剣道、レスリング等は、柔道場・剣道場の再開時期及び利用基準を適用します。

(4) ステップ3：屋内施設の利用

①貸出方針

ア. プールの利用は、更衣室ロッカー数の4分の1以下の人数での利用とします。

②利用条件

ア. プール利用後は、消毒のため、ロッカー番号を申告してください。

イ. こまめに換気を行い、施設によっては常に窓を開放することがあります。

(5) ステップ4：屋内施設の利用

①貸出方針

ア. トレーニングルームの利用は、マシンについては1台置き、または2メートルの間隔を空け、設置器具の総数の2分の1以下の人数での利用とします。

②利用条件

ア. トレーニングルームの利用は、マスク着用を認め、器具使用後には触れた箇所の消毒についてご協力ください。

イ. トレーニングルーム利用希望者が多数いらっしゃる場合、長時間の利用についてご配慮いただくようご協力をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

ウ. こまめに換気を行い、施設によっては常に窓を開放することがあります。

2 大会等の利用

スポーツ・レクリエーション大会や研修会等は、大勢の参加者が見込まれ、感染リスクが非常に高くなるイベントです。

したがって、各種スポーツ関係団体や各種団体が実施する大会、強化練習会、研修会等の利用については、各施設の貸出方針及び利用条件を適用いたします。貸出しに当たっては、各施設の利用基準等を事前に説明し、利用団体の承諾を得た上で行います。なお、利用基準等について承諾が得られない場合は貸出しを中止します。

3 学校部活動の利用

学校部活動の貸出しについては、本市教育委員会より部活動の再開が決定されるまでの間中止します。

4 各施設利用枠の拡大

利用枠の拡大については、感染状況等を把握しながら検討します。